

令和5年度鞍手町議会第6回定例会会議録（第1号）						
令和5年12月6日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開閉会 日時及び宣告						
開 会 開 議					議 長	
令和5年12月6日 午後1時00分					的野信之	
閉 会 開 議					議 長	
令和5年12月6日 午後1時24分					的野信之	
出席及び 欠席議員						
議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別	
1	許斐英幸	出	11	栗田美和	出	
2	田中二三輝	出	12	西藤典子	出	
3	星 正 彦	出	13	篠原哲哉	出	
4	宇田川 亮	出				
出席 13人	5	野口美恵子				
欠席 0人	6	新谷留晴				
欠員 0人	7	的野信之				
	8	石井大輔				
	9	許斐潤一郎				
	10	有働徳仁				
会議録署名議員		8	石井大輔	9	許斐潤一郎	

職 務 出 席	議会事務局長	広瀬真一	出	議会事務局次長	加藤優	出
	町長	岡崎邦博	出	副町長	浅野彩	出
	教育長	外園哲也	出	会計課長	武谷朋視	出
	総務課長	高橋奈美江	出	都市整備課長	西生卓矢	出
	福祉人権課長	田鶴原竜二	出	まちづくり課長	柴田隆臣	出
	税務保険課長	石田克	出	産業振興課長兼農業委員会事務局長	梶栗恭輔	出
	管財課長	石田正樹	出	上下水道課長	神谷徹	出
	健康こども課長	沼野葉子	出	教育課長	森永健一	出
	住民環境課長	大村俊夫	出			
地方自治法 第121条 により説明						
出席者の 職氏名						
議 事 日 程						
別紙のとおり						
付 議 事 件						
別紙のとおり						
会 議 経 過						
別紙のとおり						

令和5年 第6回 鞍手町議会定例会議事日程

12月6日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第64号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任
- 日程第4 議案第65号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任
- 日程第5 議案第66号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第67号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第68号 鞍手町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第69号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第70号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第71号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第11 議案第72号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第73号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第74号 令和5年度鞍手町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第75号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和5年度固定資産税の
課税免除
- 日程第15 議案第76号 博物館別館建設事業（仮称）博物館別館石炭資料展示室展示工事請負
契約の締結
- 日程第16 議案第77号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定
- 日程第17 議案第78号 民事調停の申し立て

令和5年12月6日 12月定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（13名）

1番 許斐英幸	2番 田中二三輝	3番 星正彦
4番 宇田川亮	5番 野口美恵子	6番 新谷留晴
7番 的野信之	8番 石井大輔	9番 許斐潤一郎
10番 有働徳仁	11番 栗田美和	12番 西藤典子
13番 篠原哲哉		

2 欠席議員は次のとおりである

なし

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

○議長（的野信之君）

ただいまから、令和5年第6回鞍手町議会定例会を開会します。

まず、町長より提出されております「専決処分の報告 庁舎等建設事業 鞍手町新庁舎建設工事請負契約の変更 第1回」、「教育委員会点検評価の報告」、監査より提出されております「例月 現金出納 検査報告書」、「財政援助団体等 監査報告書」、及び「定期監査結果報告書」をお手元のタブレット端末機に送信していますので、ご確認ください。

次に、本日まで受理しました陳情1件は、タブレット端末機に送信しています「陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託しますので、報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、議長において、

8番議員 石井大輔議員及び

9番議員 許斐潤一郎議員を指名します。

次に、日程第2「会期の決定」を議題とします。

今期、定例会の会期は、本日から12月19日までの14日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日から12月19日までの14日間に決定しました。

次に、日程第3 議案第64号及び日程第4 議案第65号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長(岡崎邦博君)

日程第3議案第64号及び日程第4議案第65号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第3議案第64号及び日程第4議案第65号は、鞍手町固定資産評価審査委員の選任であります。

鞍手町固定資産評価審査委員であります土橋幸夫氏及び黒瀬博樹氏の任期が、令和6年3月15日をもって満了となるため、両氏を再度委員として選任いたしたく、議会の同意を得るものであります。

任期は、令和6年3月16日から令和9年3月15日までの3年間であります。なお、両氏の略歴につきましては、略歴書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上が、日程第3議案第64号及び日程第4議案第65号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長(的野信之君)

これから質疑を行います。

議案第64号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第64号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第64号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第64号「鞍手町 固定資産 評価審査委員の選任」を採決します。

本案について、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第64号は、同意することに決定しました。

次に議案第65号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第65号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したい  
と思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第65号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第65号「鞍手町 固定資産 評価審査委員の選任」を採決します。

本案について、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第65号は、同意することに決定しました。

次に進みます。

日程第5 議案第66号から日程第9 議案第70号までの5件を一括して議題

とします。

提案理由の説明を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

**○町長（岡崎邦博君）**

日程第5議案第66号から日程第9議案第70号までの5件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第5議案第66号は、鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第6議案第67号は、鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、令和5年8月7日付の人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第7議案第68号は、鞍手町手数料条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、戸籍法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第8議案第69号は、鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第9議案第70号は、鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

以上が、日程第5議案第66号から日程第9議案第70号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（的野信之君）**

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第10議案第71号から日程第13議案第74号までの4件を一括

して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

日程第10議案第71号から日程第13議案第74号までの4件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第10議案第71号は、令和5年度鞍手町一般会計補正予算第5号であります。

本補正予算の主なものを申し上げますと、

2款総務費では、基幹システム管理費において、戸籍法の改正に伴う戸籍情報への振り仮名情報の登録等に係るシステム改修等業務委託料として1,427万9千円を追加しております。また、庁舎等建設費では、社会情勢の影響による建設資材の納期遅れ等の要因により本年度の出来高見込額が減少したため、2億3,566万3千円を減額しております。

次に、3款民生費では、障害福祉サービス費において、通所系サービスの利用者の増加に伴う通所系サービス給付費として、1,379万9千円を追加しております。また、病児・病後児保育事業費において、利用者の増加に伴う病児・病後児保育事業委託料として、960万6千円を追加しております。

次に、6款農林水産業費では、新規就農者育成総合対策事業費において、新規就農者の経営開始資金に係る県の補助事業が採択される見込みであることから、新規就農者育成総合対策事業補助金として150万円を追加しております。

次に、10款教育費では、小学校統合・再編事業費において、小学校建設地の地盤の状況を調査するため、ボーリング6か所に係る調査業務委託料として979万9千円を追加しております。さらに、給与費全般において、人事院勧告や育児休業等に伴う補正を行っております。一方、歳入では、歳出予算の補正に関連して、15款 国庫支出金や16款 県支出金で所要の補正を行っております。そして、これらの要因により生じた財源不足額5,013万8千円を財政調整基金から繰り入れることにより、歳入歳出予算を調製しております。その結果、歳入歳出それぞれ1億6,297万1千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ108億9,863万円としております。なお、債務負担行為の補正として、新たに6件の事項を追加しておりますが、そのうち主なものとして、直方・鞍手工業用地造成事業に関連する2件の債務の負担を追加しております。

次に、日程第11議案72号は、令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号であります。本補正予算の主なものを申し上げますと、歳出では、2

款保険給付費で、一般被保険者診療報酬給付2, 373万4千円、一般被保険者高額療養費2, 163万4千円を追加しております。一方、歳入では、歳出予算の補正に関連して、4款県支出金、9款一般被保険者第三者行為納付金等の追加を行っております。そして、これらの要因により財源に剰余が生じたので、財政調整基金繰入金を減額し、歳入歳出予算を調製しております。その結果、歳入歳出それぞれ49, 856千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ18億3, 794万7千円としております。

次に、日程第12議案第73号は、令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、福岡県後期高齢者医療広域連合の令和4年度決算に伴うもので、歳入歳出において所要の補正を行い予算を調製しております。その結果、歳入歳出それぞれ17万6千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ3億1, 380万3千円としております。

次に、日程第13議案第74号は、令和5年度鞍手町下水道事業会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、人事院勧告に基づき、給与費の補正を行うものです。

補正予算第2条収益的支出では、第1款下水道事業費用で81万2千円を追加し、補正後の予算額を4億3, 337万6千円としております。

次に、補正予算第3条資本的支出において、第1款資本的支出では、15万9千円を追加し、補正後の予算額を6億7, 391万4千円としております。これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7, 158万5千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1, 891万8千円、過年度分損益勘定留保資金3, 074万1千円、当年度分損益勘定留保資金1億1, 658万7千円、繰越利益剰余金処分量533万9千円から補填することとしております。

次に、補正予算第4条では、職員給与費を97万1千円追加し、補正後の予算額を2, 613万7千円としております。

次に、補正予算第5条では、繰越利益剰余金のうち、533万9千円を資本的収支不足額に対する補填財源としております。

以上が、日程第10議案第71号から日程第13議案第74号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いたします。

#### ○議長（的野信之君）

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第14議案第75号から日程第17議案第78号までの4件を一括



して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長（岡崎邦博君）

日程第14議案第75号から日程第17議案第78号の4件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第14議案第75号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和5年度固定資産税の課税免除であります。

本議案は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の規定に基づく、令和5年度分の固定資産税の課税免除申請が企業4社から提出されましたので、課税免除措置を講じるものであります。

次に、日程第15議案第76号は、博物館別館建設事業（仮称）博物館別館石炭資料展示室展示工事請負契約の締結であります。

本議案は、博物館別館建設事業（仮称）博物館別館石炭資料展示室展示工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により町議会の議決を求めるものであります。

次に、日程第16議案第77号は、鞍手駅関連施設の指定管理者の指定であります。

本議案は、鞍手駅関連施設のうち、駐車場の管理運営、駐輪場などの維持管理業務等については、現在、指定管理者として指定を受けているJR九州レンタカー&パーキング株式会社の指定期間が令和6年3月31日をもって満了することから、4月以降の指定管理者を選定するため「鞍手町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づき指定管理者の公募、選考を行った結果、JR九州レンタカー&パーキング株式会社を同施設の指定管理者の候補者として選定しましたので、引き続き同社を当該施設の指定管理者として指定するものであります。なお、指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としております。

次に、日程第17議案第78号は、民事調停の申立てであります。

本議案は、長期にわたり町営住宅の家賃を滞納している者に対し、家賃の請求について民事調停を申立てるにあたり、議会の議決を求めるものであります。

以上が、日程第14議案第75号から日程第17議案第78号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（的野信之君）

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日7日から10日までの4日間を休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって明日7日から10日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

~~~~~○~~~~~

—— 閉会 13時24分 ——